

令和 8 年 3 月

第 1 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市



令和8年3月第1回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度 人吉市一般会計補正予算（第7号））
議第 2 号	令和7年度 人吉市一般会計補正予算（第8号）
議第 3 号	令和7年度 人吉市一般会計補正予算（第9号）
議第 4 号	令和7年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第1号）
議第 5 号	令和7年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第 6 号	令和7年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第 7 号	令和7年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第 8 号	令和7年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
議第 9 号	令和7年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）
議第 10 号	令和7年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第 11 号	令和8年度 人吉市一般会計予算
議第 12 号	令和8年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第 13 号	令和8年度 人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第 14 号	令和8年度 人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第 15 号	令和8年度 人吉市介護保険特別会計予算
議第 16 号	令和8年度 人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第 17 号	令和8年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
議第 18 号	令和8年度 人吉市水道事業特別会計予算
議第 19 号	令和8年度 人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第 20 号	人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議第 21 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 22 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 2 3 号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 5 号 人吉市手数料条例及び人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 8 号 人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 人吉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第 3 0 号 人吉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 2 号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 3 号 人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 4 号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 5 号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 6 号 人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 議第 3 7 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 3 8 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議第 3 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 4 0 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

## 議第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 1 号 令和 7 年度 人吉市一般会計補正予算（第 7 号）  
（令和 8 年 1 月 20 日専決）

令和 8 年 2 月 24 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和7年度 人吉市一般会計補正予算（第7号）

- 議第 2 0 号 人吉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 1 号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 2 号 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 3 号 人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 5 号 人吉市手数料条例及び人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 8 号 人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 人吉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第 3 0 号 人吉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 2 号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 3 号 人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 4 号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 5 号 人吉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

## 議第20号

### 人吉市行政手続条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続条例（平成8年人吉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第22条第3項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」」を「同項中「とき」」に、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（」を「とき（」に、「「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の人吉市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において

読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の施行及び行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令(令和7年総務省令第103号)の制定に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第 2 1 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	給料月額
市長	8 7 8 , 0 0 0 円
副市長	6 7 1 , 0 0 0 円
教育長	5 6 3 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人吉市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給与の額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 2 2 号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「4 0 5 , 0 0 0 円」を「4 1 6 , 0 0 0 円」に、「3 7 0 , 0 0 0 円」を「3 8 0 , 0 0 0 円」に、「3 4 7 , 0 0 0 円」を「3 5 7 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人吉市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会の議員報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 3 号

人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

職の区分		支給区分	報酬額
教育委員会委員		月額	44,200円
議員の中から選任された監査委員		月額	33,900円
監査委員（議員の中から選任された監査委員を除く。）		月額	293,400円
農業委員会	会長	月額	基本給 28,600円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	会長職務代理者	月額	基本給 26,800円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	委員	月額	基本給 25,700円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用最適化推進委員	月額	基本給 25,700円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
固定資産評価審査委員会	委員長	年額	52,800円
	委員	年額	45,400円
公平委員会	委員長	年額	68,700円
	委員	年額	52,800円
特別職報酬等審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
情報公開等審査会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
行政不服審査会	会長	日額	予算の範囲内で市長が

			定める額
	委員	日額	予算の範囲内で市長が定める額
いじめ調査委員会	委員長	日額	予算の範囲内で市長が定める額
	委員及び臨時委員	日額	予算の範囲内で市長が定める額
行政改革懇談会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
スマートシティ推進計画策定委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
行財政経営検討委員会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
補助金審査委員会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
人吉市民まちづくり応援事業審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
男女共同参画推進審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
空き家等対策協議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
入札監視委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
カルチャーパレス利用促進委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
防災会議委員		日額	5,700円
水防協議会委員		日額	5,700円
国民保護協議会委員		日額	5,700円
国民保護協議会幹事		日額	5,700円
交通安全対策会議委員		日額	5,700円
地域公共交通会議委員		日額	5,700円
犯罪を許さないまちづくり推進協議会委員		日額	5,700円
消防委員会委員		年額	18,800円
総合計画策定審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円

デジタル田園都市構想総合戦略審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
健康で笑顔あふれる市民栄誉賞候補者選考委員		日額	5,700円
人吉市市政功労者選考委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
人吉市災害公営住宅等整備事業者選定委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
消費者教育推進地域協議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
環境審議会	会長	日額	6,200円
	審議員	日額	5,700円
人吉市環境審議会条例第5条に規定する特別委員会委員		日額	予算の範囲内で市長が定める額
放置自動車廃棄物判定委員会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
人吉市災害義援金配分委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
人吉市災害弔慰金等支給審査委員会委員		日額	10,300円
国民健康保険運営協議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
民生委員推薦会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
障害支援区分認定審査会	医師	日額	18,600円
	その他の委員	日額	15,200円
障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
地域福祉計画推進委員会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
子ども・子育て会議	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
介護保険事業計画等策	委員長	日額	6,200円

定・運営委員会	委員	日額	5,700円
地域包括支援センター運営協議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
介護認定審査会	医師	日額	18,600円
	その他の委員	日額	15,200円
人吉市養護老人ホーム入所判定会議	医師	日額	10,300円
	その他の委員	日額	6,200円
成年後見制度利用促進審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
健康と笑顔のまちづくり推進委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
	専門委員	日額	予算の範囲内で市長が定める額
予防接種事故対策協議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
地域計画・農業振興地域整備促進等審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
子牛保留奨励金交付選考委員会委員	委員	日額	5,700円
石野公園事業審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
林業構造改善事業等協議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
川辺川総合土地改良事業推進協議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
都市計画審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
景観審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
土地区画整理審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
土地区画整理評価員		日額	5,700円
水道事業運営審議会	会長	日額	6,200円

	委員	日額	5,700円
下水道事業運営審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
奨学生選考委員会委員		日額	5,700円
教育支援委員会委員		日額	予算の範囲内で市長が定める額
いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
学校運営協議会	会長	年額	16,400円
	委員	年額	15,400円
学校のあり方検討委員会	委員長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
学校給食食物アレルギー対応委員会委員		日額	5,700円
体育施設事故防止対策審議会	会長	日額	6,200円
	委員	日額	5,700円
社会教育委員		年額	22,400円
スポーツ推進委員		年額	29,000円
文化財保護委員会委員		年額	22,500円
指定文化財等保存活用専門会議委員		日額	11,300円
その他の特別職の職員		日額	予算の範囲内で市長が定める額

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

職の区分	支給区分	報酬額	
福祉事務所嘱託医	年額	621,500円	
児童扶養手当障害認定医	日額	10,300円	
乳幼児健康診査嘱託医	日額	24,200円	
乳幼児歯科健康診査嘱託医	日額	24,200円	
乳幼児歯科健康診査及びフッ化物塗布嘱託医	日額	44,700円	
鳥獣被害対策実施隊	隊長	年額	24,700円
	隊員	年額	18,500円
学校医	年額	230,300円	
学校歯科医	年額	230,300円	
学校薬剤師	年額	59,000円	

学校教育専門指導員	日額	予算の範囲内で市長が定める額
その他の特別職の職員	日額	予算の範囲内で市長が定める額

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

職の区分		支給区分	報酬額
選挙管理委員会	委員長	年額	187,100円
	委員	年額	156,200円
選挙長		日額	予算の範囲内で市長が定める額
投票所の投票管理者			
期日前投票所の投票管理者			
開票管理者			
選挙立会人			
投票所の投票立会人			
期日前投票所の投票立会人			
指定病院等における不在者投票の外部立会人			
開票立会人			
投票箱送致立会人			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

人吉市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給与及び市議会の議員報酬を改定することに準じて、特別職の職員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

## 議第24号

### 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年人吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた人吉市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正す

る政令（令和８年政令第１０号）により補償基礎額が改定されたため、  
条例の一部を改正するものである。

## 議第 2 5 号

### 人吉市手数料条例及び人吉市印鑑条例の一部を改正する条例

(人吉市手数料条例の一部改正)

第 1 条 人吉市手数料条例（平成 1 2 年人吉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「第 2 号」を「第 3 号」に改める。

(人吉市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 人吉市印鑑条例（昭和 5 3 年人吉市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 4 項中「第 2 号」を「第 3 号」に改める。

#### 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第 26 号

### 人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市税条例（昭和 29 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 90 条第 1 項第 1 号中「「精神障害者」という。）が所有する」を「「身体障害者等」という。）の移動の用に供する」に、「（身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を 1 にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を 1 にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（」を「で次に掲げるもの（身体障害者等 1 人につき」に改め、同号に次のように加える。

- ア 身体障害者等が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を 1 にする者が所有するもの
- イ 身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を 1 にするものが運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を 1 にするものが所有するもの
- ウ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下このウにおいて同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車等で、当該身体障害者等又は当該身体障害者等を常時介護する者が所有するもの

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市税条例第 90 条第 1 項の規定は、令和 8 年度以後の年度分の身体障害者等に対する種別割の減免について適用し、令和 7 年度分までの身体障害者等に対する種別割の減免については、なお従前の例による。

(提案理由)

身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免対象を拡充するため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 27 号

### 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和 31 年人吉市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に、「100 分の 9.40」を「100 分の 8.30」に改める。

第 4 条中「24,900 円」を「22,600 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「24,000 円」を「21,400 円」に改め、同条第 2 号中「12,000 円」を「10,700 円」に改め、同条第 3 号中「18,000 円」を「16,050 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 2.90」を「100 分の 3.60」に改める。

第 7 条中「8,400 円」を「9,600 円」に改める。

第7条の2第1号中「7, 200円」を「9, 000円」に改め、同条第2号中「3, 600円」を「4, 500円」に改め、同条第3号中「5, 400円」を「6, 750円」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について70円とする。

第24条第1項各号列記以外の部分中「並びに同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「及びカ」を削り、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「17,430円」を「15,820円」に改め、同号イ(ア)中「16,800円」を「14,980円」に改め、同号イ(イ)中「8,400円」を「7,490円」に改め、同号イ(ウ)中「12,600円」を「11,235円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「6,720円」に改め、同号エ(ア)中「5,040円」を「6,300円」に改め、同号エ(イ)中「2,520円」を「3,150円」に改め、同号エ(ウ)中「3,780円」を「4,725円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について980円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について49円

第24条第1項第2号ア中「12,450円」を「11,300円」に改め、同号イ(ア)中「12,000円」を「10,700円」に改め、同号イ(イ)中「6,000円」を「5,350円」に改め、同号イ(ウ)中

「9,000円」を「8,025円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「4,800円」に改め、同号エ(ア)中「3,600円」を「4,500円」に改め、同号エ(イ)中「1,800円」を「2,250円」に改め、同号エ(ウ)中「2,700円」を「3,375円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について700円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について35円

第24条第1項第3号ア中「4,980円」を「4,520円」に改め、同号イ(ア)中「4,800円」を「4,280円」に改め、同号イ(イ)中「2,400円」を「2,140円」に改め、同号イ(ウ)中「3,600円」を「3,210円」に改め、同号ウ中「1,680円」を「1,920円」に改め、同号エ(ア)中「1,440円」を「1,800円」に改め、同号エ(イ)中「720円」を「900円」に改め、同号エ(ウ)中「1,080円」を「1,350円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について280円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14円

第24条第2項第1号ア中「3,735円」を「3,390円」に改め、同号イ中「6,225円」を「5,650円」に改め、同号ウ中「9,960円」を「9,040円」に改め、同号エ中「12,450円」を「11,300円」に改め、同項第2号ア中「1,260円」を「1,440円」に改め、同号イ中「2,100円」を「2,400円」に改め、同号ウ中「3,360円」を「3,840円」に改め、同号エ中「4,200円」を「4,800円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第24条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額  
第24条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、

第 1 1 項、第 1 2 項及び第 1 3 項中「第 8 条及び」を「第 8 条、第 9 条の 2 及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）による子ども・子育て支援金制度の創設並びに基礎課税分及び後期高齢者支援金等分の税率を改正することに伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第 28 号

人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例（令和 4 年人吉市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年」を「令和 9 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第 29 号

### 人吉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第 32 条）

第 3 章 雑則（第 33 条）

附則

#### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。））を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、熊本県、市、特定教育・保育施設等（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保

健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

- 第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法

第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。(以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に関する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する当該特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供し

た際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

- 第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金額の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかに

するとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変

が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の

資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示

の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する

特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  
ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する

第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

子ども・子育て支援法第46条第3項の規定により、特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものである。

## 議第30号

人吉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

人吉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(令和7年人吉市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(乳児等通園支援事業)の次に「(法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)」を加える。

第10条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「、終了」を「及び終了」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第22条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第24条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第24条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第28条に後段として次のように加える。

この場合において、第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第26条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第29条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 9 6 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 議第 3 1 号

### 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例

人吉市企業立地促進条例（平成 1 8 年人吉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「1 人当たり 2 0 万円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 期間の定めのない労働契約により雇用された者 1 人当たり 2 0 万円
- (2) 期間の定めのある労働契約により雇用された者 1 人当たり 1 0 万円

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている適用工場は、この条例による改正後の人吉市企業立地促進条例の規定の適用を受けるものとする。ただし、改正前の人吉市企業立地促進条例の規定により既に行った奨励措置については、この限りでない。
- 3 この条例による改正後の人吉市企業立地促進条例第 8 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の雇用奨励金の交付申請から適用し、同日前の交付申請に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

##### （提案理由）

雇用奨励金の金額算定に係る区分を追加するため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 3 2 号

### 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営住宅条例（平成 9 年人吉市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「第 3 項」を「第 4 項」に、「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第 2 項において「老人等」という。）にあっては第 2 号から第 5 号まで、」を削り、「第 3 号」を「第 2 号」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 7 条第 1 項中「前条第 1 項」を「前条」に改め、同条第 2 項中「第 1 項第 2 号」を「第 1 号」に改め、「（老人等にあっては、同項第 2 号から第 5 号まで）」を削る。

第 2 7 条第 1 項及び第 4 2 条第 2 項中「第 1 項第 2 号」を「第 1 号」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 6 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に人吉市営住宅の入居する者について適用し、同日前に入居する者については、なお従前の例による。

##### （提案理由）

入居資格における同居及び身体障害者等に係る要件の廃止その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 3 3 号

### 人吉市営単独住宅条例等の一部を改正する条例

(人吉市営単独住宅条例の一部改正)

第 1 条 人吉市営単独住宅条例（令和 2 年人吉市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号中「第 3 項」を「第 4 項」に、「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者を含む。）」を削り、同項第 2 号中「第 6 条第 1 項第 2 号」を「第 6 条第 1 号」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 2 8 条第 1 項中「第 6 条第 1 項第 2 号」を「第 6 条第 2 号」に改める。

附則第 5 項中「4 年間」を「5 年間」に改める。

(人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例（令和 5 年人吉市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項中「令和 8 年」を「令和 9 年」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に人吉市営単独住宅の入居する者について適用し、同日前に入居する者については、なお従前の例による。

(提案理由)

土地地区画整理事業等に伴い延長要件に該当する被災入居者の入居期間の延長及び入居者資格における身体障害者等に係る要件の廃止その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 3 4 号

### 人吉市水道条例の一部を改正する条例

人吉市水道条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた上水道事業の管理者を含む。）又は他の市町村長が水道法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置の新設等を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 2 項中「者」の次に「又は前項ただし書の規定により市長が他の市町村長（地方公営企業法第 7 条の規定により置かれた上水道事業の管理者を含む。）若しくは他の市町村長が水道法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

災害その他非常の際に、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にするため、条例の一部を改正するものである。

## 議第 3 5 号

### 人吉市下水道条例の一部を改正する条例

人吉市下水道条例（平成 1 0 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 3 2 条第 1 項第 4 号中「（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

標準下水道条例について（昭和 3 4 年 1 1 月 1 8 日付厚生省衛発第 1 1 0 8 号・建設省計発第 4 4 1 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 6 号

人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

人吉市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

人吉市過疎地域持続的発展計画を定めようとするときは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決が必要である。

## 議第 37 号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

井 上 祐 太

令和 8 年 2 月 24 日提出

人吉市長 松岡 隼人

### 参 考

- 1 前任者 井上 祐太 令和 8 年 3 月 31 日 任期満了
- 2 井上 祐太の略歴

### （提案理由）

監査委員を選任するに当たっては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 3 8 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

大 園 恭 幸

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 大園 恭幸 令和 8 年 4 月 9 日 任期満了
- 2 大園 恭幸の略歴

(提案理由)

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。

## 議第 39 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

本 田 利 廣

令和 8 年 2 月 24 日提出

人吉市長 松岡 隼人

### 参 考

- 1 前任者 本田 利廣 令和 8 年 3 月 31 日任期満了
- 2 本田 利廣の略歴

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意が必要である。

## 議第40号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

岩 本 健

令和8年2月24日提出

人吉市長 松岡 隼人

### 参 考

- 1 前任者 佐無田 学 令和8年3月31日任期満了
- 2 岩本 健の略歴

### （提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意が必要である。